

ごみの屋外焼却 は犯罪です！

屋外焼却（野焼き）は、煙・スス・悪臭等によりご近所に迷惑をかけるばかりではなく、塩化水素やダイオキシン類など有害物質発生の原因となります！



ごみの屋外焼却をした場合は罰則があります。

- ・法律に違反して、廃棄物を焼却した者
…五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

◎ごみはむやみに燃やさず、分別して適正に処理しましょう。

銚子市役所生活環境課 電話24-8910

銚子警察署

電話23-0110

ごみの屋外焼却（野焼き）Q & A

Q1 なぜごみを燃やしてはいけないの？

A 近年、ごみを不適正に燃やすと有害なダイオキシン類などが発生することがわかりました。これらの有害物質の発生を抑制するため、ごみの処理に関する法律「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が平成13年4月に改正・施行され、法律に基づく構造基準に達しない焼却炉等でのごみの焼却が禁止となり、罰則規定が設けられました。

Q2 ごみ処理経費削減のため、ドラム缶を利用してごみを燃やしている。(事業所)

A ごみを適正に処理するのは事業者の責務です。事業所の規模の大小を問わず、不適正なごみの処理はできません。事業者自らが市の清掃センターへ許可を受けたごみ処理場にごみを持ち込むか、許可を受けたごみ収集運搬業者に委託するなどして適正に処理してください。なお、事業所から発生するごみは、ごみステーションには出すことはできません。

Q3 うちでは何年も前からごみを燃やしているが、誰にも苦情を言われたことがない。

A 実際に迷惑を被るのは近所の方々です。直接本人に苦情は言いづらく、我慢しているだけと思われます。市役所にはごみの焼却による煙や臭気、灰の飛散などの苦情が多く寄せられています。

Q4 剪定した樹木、刈草の処理は？

A 剪定樹木・刈草等を燃やす行為も禁止されています。

ごみの屋外焼却禁止の例外

野焼きには一部に例外として認められているものもあります。

しかし、これらについても、むやみに行ってよいというものではありません。
やむを得ず行う場合も周囲の迷惑にならないよう十分注意をしてください。

①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

※凍霜害防止のためでもタイヤ焼却は不可

③風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

④農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
※廃ビニールの焼却は不可

⑤たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

※「軽微なもの」とは、煙や臭いなどが近所の迷惑にならない程度に少量な焼却のことです。日常生活から発生する紙くずなどのごみは収集・処理を行っていますので家庭では焼却しないでください。

表面もご覧ください